

藤沢市分譲マンション耐震改修工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めた藤沢市耐震改修促進計画に基づき、市内に所在する分譲マンションの管理組合が実施する耐震改修のための設計及び工事に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1項第1号に規定するものをいう。
- (2) 住宅部分 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第3項に規定する専有部分のうち、専ら住居の用に供する部分をいう。
- (3) 非住宅部分 区分所有法第2条第3項に規定する専有部分のうち、前号に規定する部分以外の部分をいう。
- (4) 管理組合 区分所有法第3条及び第65条に規定する団体並びに同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (5) 耐震改修設計者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士で、同法第23条第1項に規定する登録を受けた建築士事務所に所属している者をいう。
- (6) 工事監理者 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士で、同法第23条第1項に規定する登録を受けた建築士事務所に所属している者をいう。
- (7) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会をいう。
- (8) 耐震判定評価 耐震改修促進法に基づいて行われる耐震診断又は耐震改修設計が適切であるかを判断するため、耐震判定委員会が行う判定評価のことを行う。
- (9) 耐震診断 耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に基づき行うものをいう。
- (10) 耐震改修設計 基本方針に基づき耐震改修設計者が行うマンション耐震化のための調査、計画及び設計で、耐震判定評価を受けたものをいう。
- (11) 耐震改修工事 耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修で、前号の耐震改修設計に基づき建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者（以下「耐震改修工事施工者」という。）が行うマンション耐震化のための工事及び建築士法第2条第2項に規定する一級建築士で、同法第23条第1項に規定する登録を受けた建築士事務所に所属している者（以下「耐震改修工事監理者」という。）が行う工事監理のことをいう。

(実施の範囲)

第3条 市長は、必要に応じて年度ごとに補助の予定件数、受付時期等を定めるこ

とができる。

(補助対象建築物)

第4条 この要綱において、補助の対象となるマンション(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)による確認通知書の交付を受け、昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した建築物であること。
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地階を除く階数が2以上のこと。
- (3) 複合用途のマンションの場合、住宅部分の床面積の合計が、住宅部分と非住宅部分の床面積の合計の3分の2以上のこと。
- (4) 住宅部分の戸数のうち、2分の1以上が区分所有者又は区分所有者の1親等の親族の居住の用に供していること。
- (5) 原則として、区分所有者が異なる住宅部分の戸数が6以上、かつ、1の床面積が40m²以上のこと。
- (6) 管理組合の総会(区分所有法第34条に規定する集会又は管理規約(同法第30条第1項の規定により定められた規約をいう。)に基づき設置された会をいう。)で、耐震改修設計又は耐震改修工事を実施することについて、同法第17条に基づく決議がされていること。
- (7) 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定されたものであること。
- (8) 耐震改修工事を行うものについては、耐震改修設計が完了しているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものについては、補助対象建築物に該当しないものとする。

- (1) 耐震改修設計を行うものについては、本要綱に規定する耐震改修設計の補助金の交付を受けた建築物。
- (2) 耐震改修工事を行うものについては、本要綱に規定する耐震改修工事の補助金の交付を受けた建築物。

(構造上別棟となる場合の補助申請の取扱い)

第5条 補助対象建築物が構造上別棟となるときは、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請における一の建築物ごとに補助申請を取り扱うものとする。

(補助対象者)

第6条 この要綱において、補助金の交付の対象となる者は、マンションの管理組合とする。

(補助対象費)

第7条 市長は、補助対象建築物の管理組合(以下「補助対象管理組合」という。)に対し、当該マンションの耐震改修に要する費用のうち、次に掲げるものについて補助することができる。

- (1) 耐震改修設計(耐震判定評価を含む。)に要する費用
- (2) 耐震改修工事(工事監理を含む。)に要する費用

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する額とする。

- (1) 耐震改修設計 耐震改修設計に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、1の住宅部分の戸数につき50,000円を限度とする。
- (2) 耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用に23.0パーセントを乗じて得た額以内とし、1の住宅部分の戸数につき300,000円又は次表に規定する限度額のいずれか少ない額を限度とする。

延べ面積	限度額
5,000m ² 未満	10,000,000円
5,000m ² 以上10,000m ² 未満	15,000,000円
10,000m ² 以上	20,000,000円

2 前項の規定にかかわらず、平成27年3月に神奈川県により公表された「津波浸水想定図」における津波浸水想定区域内及びその周辺において、津波避難ビルとして使用する協定を本市と締結したマンション(耐震改修工事後に津波避難ビルとして使用する協定を本市と締結しようとするものを含む。)に係る補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する額とする。

- (1) 耐震改修設計 耐震改修設計に要する費用に3分の2を乗じて得た額以内とし、1の住宅部分の戸数につき100,000円を限度とする。
- (2) 耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額以内とし、1の住宅部分の戸数につき600,000円又は次表に規定する限度額のいずれか少ない額を限度とする。

延べ面積	限度額
5,000m ² 未満	20,000,000円
5,000m ² 以上10,000m ² 未満	35,000,000円
10,000m ² 以上	50,000,000円

3 第1項第2号及び前項第2号の補助金の額は、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請における一の建築物ごとに算出するものとする。ただし、第1項第2号及び前項第2号の表中の延べ面積には、次の各号の床面積を算入しない。

- (1) マンションが構造的に複数の建築物として独立している場合で、かつ、当該マンションに昭和56年6月1日以降に着工された部分がある場合は、建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降の建築基準法並びにこれに基づく命令及び本市の条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分)に限る。)に適合する建築物
- (2) その他市長が第1項第2号及び前項第2号の表中の延べ面積に算入することが適当でないと認める部分

4 第1項及び第2項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額を補助金額とする。

(耐震改修設計の事前登録)

第9条 耐震改修設計の補助金の交付を受けようとするマンションの管理組合は、耐震改修設計の実施に関する契約を締結する前に、マンション耐震改修工事等補助金事前登録書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、協議するものとする。

- (1) 補助対象建築物に係る登記事項証明書等(区分所有者の氏名等が証明できる

書類)

- (2) 区分所有者等名簿一覧表(第2号様式)
 - (3) 補助対象管理組合の代表者を証明する書類(氏名・住所を確認できるもの)
 - (4) 補助対象管理組合の規約の写し
 - (5) 補助対象建築物の確認通知書の写し又はその内容が確認できるもの
 - (6) 補助対象建築物の案内図、配置図、平面図、立面図及び断面図(確認申請時の図面又は現況図)
 - (7) 補助対象建築物に係る耐震診断の結果が分かるものの写し
 - (8) 耐震改修設計に係る工程表
 - (9) 委任状(補助対象管理組合以外の者が代理で手続きを行う場合)
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第4号から第7号に掲げる書類については、藤沢市分譲マンション耐震診断補助金交付要綱に規定する補助を受ける際、既にこれらの書類を提出し、その内容について変更の事項が無い場合に限り、当該書類を提出してから1年を経過していないものは、その添付を省略できるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する事前登録の内容について、必要に応じて補助対象管理組合等と協議することができる。
- 4 第1項に規定する事前登録書を提出したマンションの管理組合は、事前登録の内容に変更が生じるときは、速やかにマンション耐震改修工事等補助金事前登録書(第1号様式)に、第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出し、協議するものとする。

(耐震改修設計の事前登録決定等)

- 第10条 市長は、前条第1項に規定する事前登録書を受理した場合において、その適否を決定し、マンション耐震改修工事等補助金事前登録等決定通知書(第3号様式)により、当該補助対象管理組合に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する事前登録を決定する場合において、必要があると認めるときは、第14条に規定する補助金の交付申請の時期その他の条件を付すことができる。
- 3 前2項の規定は、前条第4項の事前登録の内容の変更について準用する。

(耐震改修設計の事前登録の取りやめ等)

- 第11条 前条に規定する事前登録の決定を受ける前に事前登録を取り下げようとするときは、マンション耐震改修工事等補助金取下げ届(第4号の1様式)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 前条に規定する事前登録の決定を受けたマンションの管理組合(以下「設計登録組合」という。)は、事前登録を取りやめようとするときは、マンション耐震改修工事等補助金取りやめ届(第4号の2様式)に、マンション耐震改修工事等補助金事前登録等決定通知書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する取りやめ届の提出があったときは、当該事前登録の決定は取消されたものとする。

(耐震改修設計に係る事業計画書の提出)

- 第12条 設計登録組合は、耐震改修設計を複数年度にわたり実施する場合においては、耐震改修設計の実施に関する契約を締結する前であり、かつ、第14条に規定する補助金の交付申請前に、当該耐震改修設計に要する費用の総額、事業完

- 了の予定期日等について、マンション耐震改修工事等補助金事業計画書（第5号様式）を市長に提出し、その事業計画の承認を受けなければならない。
- 2 前項に規定するマンション耐震改修工事等補助金事業計画書には、第14条第1項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認める書類については、省略することができる。
 - 3 市長は、第1項に規定するマンション耐震改修工事等補助金事業計画書を受理した場合において、事業の適否を決定し、マンション耐震改修工事等補助金事業計画承認等通知書（第6号様式）を設計登録組合に通知するものとする。
 - 4 前項に規定する事業計画の承認を受けた設計登録組合は、第9条第1項に規定する事前登録の内容又は第1項に規定する事業計画に変更が生じるときは、速やかにマンション耐震改修工事等補助金事業計画書（第5号様式）に、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、協議するものとする。
 - 5 第3項の規定は、第4項の事業計画の内容の変更について準用する。

（耐震改修設計に係る事業計画の取りやめ等）

- 第13条 前条に規定する事業計画の承認を受ける前に事業計画を取り下げようとするときは、マンション耐震改修工事等補助金取下げ届（第4号の1様式）を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 前条に規定する事業計画の承認を受けた設計登録組合は、事業計画を取りやめようとするときは、マンション耐震改修工事等補助金取りやめ届（第4号の2様式）に、マンション耐震改修工事等補助金事業計画承認等通知書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
 - 3 前項に規定する取りやめ届の提出があったときは、当該事業計画の承認は取消されたものとする。

（耐震改修設計補助金の交付申請）

- 第14条 設計登録組合は、耐震改修設計の実施に関する契約を締結する前に、マンション耐震改修工事等補助金交付申請書（第7号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- (1) 耐震改修設計に係る実施計画書（第8号様式）
 - (2) 耐震改修設計の実施に関し、区分所有者による決議がされていることを証する議事録等の写し
 - (3) 市税の納付状況確認に係る設計登録組合の同意書
 - (4) 耐震改修設計に係る費用の見積書の写し（申請額の積算内訳が分かる書類）
 - (5) 耐震改修設計者の所属する建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し及び個人の登録を証明する書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（耐震改修設計補助金の交付決定等）

- 第15条 市長は、前条の申請があった場合において、その適否を決定し、マンション耐震改修工事等補助金交付等決定通知書（第9号様式）により、設計登録組合に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定をする場合において、必要に応じ、当該交付決定に条件を付すことができる。
 - 3 第1項に規定する補助金の交付決定を受けた組合（以下「設計交付決定組合」という。）は、交付決定後、速やかに、交付決定を受けた事業（以下「設計補助事業」

という。)に関する契約を締結するものとする。

- 4 前条第1項に規定するマンション耐震改修工事等補助金交付申請書の提出があつた時点において、補助対象建築物の区分所有者に本市の地方税法(昭和25年法律第226号)第3章に規定する普通税及び同法第4章第6節に規定する都市計画税(以下「普通税及び都市計画税といふ。」)を滞納している者がいた場合は、第8条の規定により算出された補助金の額に当該滞納しているもの以外の世帯数を住宅部分の戸数で除した数を乗じた額(1,000円未満の端数が出た場合は、その端数を切り捨てた額とする。)を、その補助金の額とする。

(耐震改修設計の実施)

- 第16条 設計交付決定組合は、耐震設計者と耐震設計実施に関する契約を速やかに締結し、第14条第1項第1号に規定する耐震改修設計に係る実施計画書に沿った耐震設計等をその年度内に実施し、かつ、完了させなければならない。

(耐震改修設計補助事業の変更申請、通知等)

- 第17条 設計交付決定組合は、当該設計補助事業の内容に変更が生じるときは、マンション耐震改修工事等補助金変更承認申請書(第10号様式)に、第14条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その適否を決定し、マンション耐震改修工事等補助金変更承認等決定通知書(第11号様式)により設計交付決定組合に通知するものとする。

(設計補助事業の取りやめ等)

- 第18条 第15条の規定による交付決定を受ける前に補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、マンション耐震改修工事等補助金取下げ届(第4号の1様式)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 設計交付決定組合は、設計補助事業を取りやめようとするときは、マンション耐震改修工事等補助金取りやめ届(第4号の2様式)に、マンション耐震改修工事等補助金交付等決定通知書(前条第1項に規定する申請を行つた場合はマンション耐震改修工事等補助金変更承認等決定通知書)を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する取りやめ届の提出があったときは、当該交付決定は取消されたものとする。

(評価)

- 第19条 設計交付決定組合は、設計補助事業の完了時までに、耐震判定委員会により、耐震改修設計が適正なものであることの評価を受けなければならない。

(設計補助事業の完了報告)

- 第20条 設計交付決定組合は、設計補助事業が完了したときは、速やかにマンション耐震設計補助事業完了報告書(第12号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震判定評価を受けるにあたり必要とした調査報告書
(2) 耐震判定委員会の評価・判定書の写し
(3) 耐震改修設計の実施に関する契約書等の写し

- (4) 耐震改修設計に関する領収証等の写し。ただし、支払いが完了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払い後に速やかに領収証等の写しを提出するものとする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(耐震改修設計補助金の額の確定通知)

第21条 市長は、前条に規定する報告の内容について、当該耐震改修設計が適正に行われていることを確認した場合は、交付すべき補助金の額を確定し、マンション耐震改修設計補助金額確定通知書(第13号様式)により設計交付決定組合に通知するものとする。

(耐震改修設計補助金の請求)

第22条 設計交付決定組合は、前条に規定する通知を受けた場合は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(耐震改修工事の事前登録)

第23条 耐震改修工事の補助金の交付を受けようとするマンションの管理組合は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に、マンション耐震改修工事等補助金事前登録書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、協議するものとする。

- (1) 補助対象建築物に係る登記事項証明書等(区分所有者の氏名等が証明できる書類)
 - (2) 区分所有者等名簿一覧表(第2号様式)
 - (3) 補助対象管理組合の代表者を証明する書類(氏名・住所を確認できるもの)
 - (4) 補助対象管理組合の規約の写し
 - (5) 補助対象建築物の確認通知書の写し又はその内容が確認できるもの
 - (6) 補助対象建築物の案内図、配置図、平面図、立面図及び断面図(確認申請時の図面又は現況図)
 - (7) 補助対象建築物に係る耐震診断の結果が分かるものの写し
 - (8) 耐震判定評価を受けるにあたり必要とした調査報告書の写し
 - (9) 耐震判定委員会の評価・判定書の写し
 - (10) 耐震改修工事に係る工程表
 - (11) 委任状(補助対象管理組合以外の者が代理で手続きを行う場合)
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第4号から第7号、第8号及び第9号に掲げる書類については、耐震改修設計の補助を受ける際、既にこれらの書類を提出し、その内容について変更の事項が無い場合に限り、当該書類を提出してから1年を経過していないものは、その添付を省略できるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する事前登録の内容について、必要に応じて補助対象管理組合等と協議することができる。
- 4 第1項に規定する事前登録書を提出したマンションの管理組合は、事前登録の内容に変更が生じるときは、速やかにマンション耐震改修工事等補助金事前登録書(第1号様式)に、第1項に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出し、協議するものとする。

(耐震改修工事の事前登録決定等)

- 第24条 市長は、前条第1項に規定する事前登録書を受理した場合において、その適否を決定し、マンション耐震改修工事等補助金事前登録等決定通知書(第3号様式)により、当該補助対象管理組合に通知するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する事前登録を決定する場合において、必要があると認めるときは、第28条に規定する補助金の交付申請の時期その他の条件を付すことができる。
- 3 前2項の規定は、前条第4項の事前登録の内容の変更について準用する。

(耐震改修工事の事前登録の取りやめ等)

- 第25条 前条に規定する事前登録の決定を受ける前に事前登録を取り下げようとするときは、マンション耐震改修工事等補助金取下げ届(第4号の1様式)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 前条に規定する事前登録の決定を受けたマンションの管理組合(以下「改修登録組合」という。)は、事前登録を取りやめようとするときは、マンション耐震改修工事等補助金取りやめ届(第4号の2様式)に、マンション耐震改修工事等補助金事前登録等決定通知書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する取りやめ届の提出があったときは、当該事前登録の決定は取消されたものとする。

(耐震改修工事に係る事業計画書の提出)

- 第26条 改修登録組合は、耐震改修工事を複数年度にわたり実施する場合においては、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前であり、かつ、第28条に規定する補助金の交付申請前に、当該耐震改修工事に要する費用の総額、事業完了の予定期日等について、マンション耐震改修工事等補助金事業計画書(第5号様式)を市長に提出し、その事業計画の承認を受けなければならない。
- 2 前項に規定するマンション耐震改修工事等補助金事業計画書には、第28条第1項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認める書類については、省略することができる。
- 3 市長は、第1項に規定するマンション耐震改修工事等補助金事業計画書を受理した場合において、事業の適否を決定し、マンション耐震改修工事等補助金事業計画承認等通知書(第6号様式)を改修登録組合に通知するものとする。
- 4 前項に規定する事業計画の承認を受けた改修登録組合は、第23条第1項に規定する事前登録の内容又は第1項に規定する事業計画に変更が生じるときは、速やかにマンション耐震改修工事等補助金事業計画書(第5号様式)に、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、協議するものとする。
- 5 第3項の規定は、第4項の事業計画の内容の変更について準用する。

(耐震改修工事に係る事業計画の取りやめ等)

- 第27条 前条に規定する事業計画の承認を受ける前に事業計画を取り下げようとするときは、マンション耐震改修工事等補助金取下げ届(第4号の1様式)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 前条に規定する事業計画の承認を受けた改修登録組合は、事業計画を取りやめようとするときは、マンション耐震改修工事等補助金取りやめ届(第4号の2様式)に、マンション耐震改修工事等補助金事業計画承認等通知書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する取りやめ届の提出があったときは、当該事業計画の承認は取消されたものとする。

(耐震改修工事補助金の交付申請)

第28条 改修登録組合は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に、マンション耐震改修工事等補助金交付申請書(第7号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震改修工事に係る実施計画書(第14号様式)
- (2) 耐震改修工事の実施に関し、区分所有者による決議がされていることを証する議事録等の写し
- (3) 市税の納付状況確認に係る改修登録組合の同意書
- (4) 耐震改修工事に係る費用の見積書の写し(申請額の積算内訳が分かる書類)
- (5) 工事監理者の所属する建築士事務所登録通知書の写し及び個人の登録を証明する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(耐震改修工事補助金の交付決定等)

第29条 市長は、前条の申請があった場合において、その適否を決定し、マンション耐震改修工事等補助金交付等決定通知書(第9号様式)により、改修登録組合に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定をする場合において、必要に応じ、当該交付決定に条件を付すことができる。
- 3 第1項に規定する補助金の交付決定を受けた組合(以下「改修交付決定組合」という。)は、交付決定後、速やかに、交付決定を受けた事業(以下「改修補助事業」という。)に関する契約を締結するものとする。
- 4 前条第1項に規定するマンション耐震改修工事等補助金交付申請書の提出があった時点において、補助対象建築物の区分所有者に本市の普通税及び都市計画税を滞納している者がいた場合は、第8条の規定により算出された補助金の額に当該滞納しているもの以外の世帯数を住宅部分の戸数で除した数を乗じた額(1,000円未満の端数が出た場合は、その端数を切り捨てた額とする。)を、その補助金の額とする。

(耐震改修工事の実施)

第30条 改修交付決定組合は、耐震改修工事施工者または耐震改修工事監理者と耐震改修工事実施に関する契約を速やかに締結し、第28条第1項第1号に規定する耐震改修工事に係る実施計画書に沿った耐震改修工事等をその年度内に実施し、かつ、完了させなければならない。

(耐震改修工事補助事業の変更申請、通知等)

第31条 改修交付決定組合は、当該改修補助事業の内容に変更が生じるときは、マンション耐震改修工事等補助金変更承認申請書(第10号様式)に、第28条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その適否を決定し、マンション耐震改修工事等補助金変更承認等決定通知書(第11号様式)により改修交付決定組合に通知するものとする。

(改修補助事業の取りやめ等)

- 第32条 第29条の規定による交付決定を受ける前に補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、マンション耐震改修工事等補助金取下げ届(第4号の1様式)を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 改修交付決定組合は、改修補助事業を取りやめようとするときは、マンション耐震改修工事等補助金取りやめ届(第4号の2様式)に、マンション耐震改修工事等補助金交付等決定通知書(前条第1項に規定する申請を行った場合はマンション耐震改修工事等補助金変更承認等決定通知書)を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する取りやめ届の提出があったときは、当該交付決定は取消されたものとする。

(改修補助事業の中間報告)

- 第33条 市長は、改修交付決定組合に対して、改修補助事業において必要と認める場合は、中間報告を求めることができる。
- 2 改修交付決定組合は、前項に規定する中間報告を求められた場合において、マンション耐震改修工事補助金中間報告書(第15号様式)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する中間報告書を受理した場合において、改修補助事業が適切に行われていないと認めたときは、当該改修補助事業が適切に行われるよう改修交付決定組合に指導するものとする。

(改修補助事業の完了報告)

- 第34条 改修交付決定組合は、改修補助事業が完了したときは、速やかにマンション耐震改修工事補助事業完了報告書(第16号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。
- (1) 工事監理報告書の写し
- (2) 耐震改修工事を実施した箇所ごとの施工の全工程の状態を撮影した写真
- (3) 耐震改修工事の実施に関する契約書等の写し
- (4) 耐震改修工事に関する領収証等の写し。ただし、支払いが終了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払い後に速やかに領収証等の写しを提出するものとする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する完了報告書を受理した場合において、当該改修補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、必要に応じて当該改修補助事業の完了検査を行うことができる。

(耐震改修工事補助金の額の確定通知)

- 第35条 市長は、前条に規定する報告の内容について、当該改修補助事業が適正に行われていることを確認した場合は、交付すべき補助金の額を確定し、マンション耐震改修工事補助金額確定通知書(第17号様式)により改修交付決定組合に通知するものとする。

(耐震改修工事補助金の請求)

- 第36条 改修交付決定組合は、前条に規定する通知を受けた場合は、速やかに請

求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第37条 市長は、第15条第1項又は第29条第1項に規定する補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該補助金の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(交付決定の取消し)

第38条 市長は、耐震改修設計及び耐震改修工事の補助に関して、この要綱の規定に反したとき又は虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取消すことができる。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定を取消したときは、マンション耐震改修工事等補助金交付決定取消通知書(第18号様式)に理由を付して、当該設計又は改修交付決定組合に通知するものとする。

(補助金の返還)

第39条 市長は、前条第1項に規定する補助金の交付決定を取消した場合において、すでに第22条第2項又は第36条第2項に規定する補助金の交付を行っている場合は、当該設計又は改修交付決定組合に対し、マンション耐震改修工事等補助金返還命令書(第19号様式)により、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。